

入札監理小委員会
第437回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第437回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年11月 8 日（火）16:49～17:31

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国際石油需給体制等調査（資源エネルギー庁）

2. 実施要項の変更（案）の審議

○自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸信越検査部管内）（（独）
自動車技術総合機構）

3. その他

〈出席者〉

（委 員）

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員

（資源エネルギー庁）

長官官房国際課 石井課長補佐、秋月係長

（独立行政法人 自動車技術総合機構）

企画部 林課長、検査部施設課 松井課長、企画部企画課 小柳津専門官

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○古笛主査 では、若干予定のお時間より早いんですけども、皆さんおそろいですので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、ただいまから第437回入札監理小委員会を開催します。

1 件目は、国際石油需給体制等調査の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、資源エネルギー庁長官官房国際課、石井課長補佐よりご説明をお願いいたしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○石井課長補佐 それでは、お時間いただきましてありがとうございます。資源エネルギー庁の石井でございます。

お手元の資料に沿って、このたびの事業の入札の要項のポイントをご説明したいと思います。

まず資料の一番下にこういった1枚紙がありますが、今年の6月にエネ庁のほうからこの事業について簡単にご説明をいたしておりますけれども、それのおさらいという形で、もう一度こういったことをやっているかということをご説明したいと思います。

まず、ASEAN+3、これはASEAN10カ国と日本、中国、韓国でございますが、このエリアのエネルギー事業が大変新興国を中心に拡大しております、こうした国際エネルギー情勢の中で、日本としてはこのメンバー国同士でエネルギー政策の議論をしつつ、今後の地域としての、あるいはその中のメンバー国の日本としての政策をどう考えていくかということ非常に重視しております。ASEAN+3でエネルギー大臣会合という日本が提案して立ち上がったものがあるんですけども、その下に事務レベル会合、さらにその下に研究者が集って議論をするワークショップのようなものが体系立ってあるわけですけども、こういった会議体の運営についてサポートをするというのがこの事業の趣旨でございます。

具体的にこういったことをしているかといいますと、事業スキームというところがありますが、経産省から受託された事業者が、ASEAN+3の事務局、ACEというところがございまして、ここと連携して会議の開催に当たってASEAN+3の各国政府と調整をしながら、例えば案内状の送付とか会議のセッティングについての調整とか、情報提供を受けながら会議を形づくっていくというスキームになっております。

事業内容として主に3つございまして、その下の①、②、③とありますが、1つが、まずASEAN+3の分野別のワークショップを開催する、そのサポート業務でございます。分野というのはエネルギーのいろんな分野ということで、石油とか、エネルギーセキュリティとか、省エネルギー・再生可能エネルギーとかいった分野別のワークショップを開催しているんですけども、そういったところでこういった議題を設定するか、これはエネルギー政策上、こういったトレンドがあるとかこういった政策ニーズがあるというところから考えて議題を設定するわけですけども、そういった設定のサポート、これはASEAN事務局のサポートをするとか、あるいは会議を開催するための各国政府との事

前調整、協議を行うですとか、会場をとったりとか、出席者の取りまとめを行う、そういったほんとに会議を回していくための種々の業務を行うというのが1点目でございます。

こういったワークショップで議論されたものが、ASEANの事務方会合という役所の管理職レベルが集まって行う会合に上げられて、それを最終的にはエネルギー大臣会合という一番高いレベルまで、その次に首脳会合がありますけど、そういった形でどんどん上のほうにエンドースされていくといった業務フローで進められているものでございます。

2つ目が会合におけるプレゼンテーションということで、①で会議の開催をサポートするわけですが、それに加えて、そこでそもそも議論のたたき台になるプレゼンテーションを、日本とかこの地域のエネルギー情勢を踏まえて作成をして、その場でやっていただくというのが2つ目でございます。

3つ目が、こういった①、②などの会議の中での議論を踏まえて、ASEAN+3の地域においてどういったエネルギー政策上の課題があるのか、その分析をした上で、それをレポートにまとめて提出してもらおうと。大きくこの3つの柱で事業を進めているところでございます。

この事業、3年間の契約で委託をしております、平成26年度から今年度末までの3年間は、日本エネルギー経済研究所というところに委託をしているところでございます。

平成29年度からの委託事業についての入札の実施要項というものがございまして、これが資料のA-2ということで配付をさせていただいております。こちらをごらんいただければと思います。中身をばらばらと見ていただきますと、黄色くハイライトされているんですけども、これは、これまでの前回のヒアリングですとか、あるいは総務省さんからのご指摘を踏まえて、前回3年前に入札したところからのアップデートがあるところについては、黄色くハイライトをしております。

前から順番にご説明をいたしますが、まず3ページ目の事業目的というところ、これは今ご説明したとおりなので省略いたします。

4ページ目、事業内容も同じですね。こちらでも省略をいたしまして、4ページ一番下の事業実施方法というところからごらんいただければと思います。

まず①は、先ほど言った3本柱の1つのワークショップの開催等のサポート業務ですが、幾つかワークショップがありまして、ここに表がありますが、4番のエネルギー大臣会合以外の1、2、3、5、6、7をこの事業でケアしております。それぞれ開催時期は大体毎年これぐらいということで、青くハイライトしていますけれども、まず入札を呼びかけるに当たって、1年度内にどこに会議をやるのかどうか分からない、事前に読めないと、事業者のほうが入札をちゅうちょしてしまうんじゃないかというご指摘がありましたので、そこについてもここである程度明確化した上で、年度ごとの開催回数を平準化できるように、ASEAN+3のメンバー国である政府の資源エネルギー庁からASEAN事務局のほうに開催時期についてはちゃんとそういった面も考慮してほしいということの申し入れをしていくこととしております。それが1つ目の変更点でございます。

その下の矢印で幾つか項目がありますけれども、ここについては詳細な業務内容ということで、先ほど申し上げたとおり、これは受託者とASEAN+3の事務局が連携をして会議の開催をしていくわけですが、会議開催の準備に当たって、どこまでは事業者がやるべきで、どこからはASEANの事務局がやるべきかということを明確にするべきであるというご指摘がありましたので、黄色くばーつとなっているところについてはそういったところを明確化する趣旨で記載を増やしております。かつ、これも業務の内容といえますか、見通しがしっかり立てられるように、例えば一番最初のポツでは、会合は開催の1カ月前までに日時と開催地を決定すると、そういったある程度見通しを立てた上で、事業者さんが事業をしやすい形で、ASEAN事務局のほうもそういった形で努力をしていくということになります。

一つ一つはご説明できないんですけれども、次に②でございますが、これがプレゼンテーションの実施ということで、会議において、議論、たたき台になるプレゼンテーションを事業者のほうからしてもらおうということで、これもプレゼンと言われても、具体的にどのくらいの分量でどんなテーマをやるのかということが事前に見えないとやっぱり入札しづらいんじゃないかというご指摘をいただいておりますので、時間については15分間でやる、内容については、これはどのワークショップでやるのかとか、そのときの政策のトレンドによって変動はあるんですけれども、今のASEANにおける議論の内容を踏まえてこういったものがあり得ますということを示してございます。それが②のところですね。

③が、こういった会議での議論を踏まえてのレポートの提出ということでございますけれども、ここについては特に変更はありません。

その後ですけれども、著作権の扱いなど、このあたりの変更もないので割愛させていただきます。9ページの(4)業務の実施に当たり確保されるべき質のところでございます。こちらについては、前回までの仕様書の中では、この質をどうやって評価するかなんですけれども、例えばASEAN+3のいろんな会議体において、参加国がどれだけ来たかとか、参加者はどれだけ来たかとか、そういったものをピックアップして定量評価の指標にするということにしていたんですけれども、これもなかなか事業者さんの努力の域を超える部分もありまして、要はコントロールが、どうしても参加できないと言われてしまったらそれはどうしようもないところもあるので、そういった形での評価はやめました。新しく加えたものとしては、プレゼンテーションの満足度を参加者の中からアンケートで回収する、ヒアリングするというようにしております。また、⑤ですけれども、プレゼンテーションの質について、委託元である経産省としてもしっかり評価していくということで、この③と⑤を加えています。

その後ろですけれども、細かい契約の手续とかいった面については特に変更はしてございません。

ちょっと飛ばしていただいて、23ページ、これは入札の後の各社の評価の点数表みたいなものですけれども、一番下にワーク・ライフ・バランスの推進に関する指標ということ

で、これを1つ加えています。これは、総務省さんからのご指摘で、あらゆる事業についてこういった視点での評価を加えるべきということだと伺っておりますので、これについてもしっかりやっていくということとしております。

またその後ずっと変更点がございませんで、31ページ、これがアンケート票でございます。これは先ほど申し上げた各会議の開催後に参加者にこういったアンケートを書いてくださいとお渡しして、そこで点数づけをしてもらって、それをこの事業の質の評価に役立てるといえるものですが、②と④を追加しています。

②はもともとちょっと事務的なというか、会議のロジスティクスといいますか、進行についての事前の案内がしっかりなされていたかというような、一見して何を聞いているのかよくわかりにくいアンケートになっていましたので、そこは変えて、会議の設備が問題なかったかどうかというもっと分かりやすい問いにしたというのが②です。

④について、これはプレゼンテーションの内容が理解しやすかったかどうかというところを新たに、先ほど申し上げたとおり加えています。

この事業の実施のプロセスの関係ですが、パブリックコメントを9月16日から10月7日にかけて意見募集をしたんですけれども、その際は、特に寄せられた意見はありませんでした。入札に向けて、今ご説明しましたとおり、実施要項の中で会議開催に係る事業内容、あるいはスケジュールの明確化とか、あるいはプレゼン内容の明確化、報告書の仕様の明確化とか、そういったことをしまして、前回と比べて、新たに参入する事業者にもわかりやすいようになるといった改善を仕様書上はしていますし、実際に事業者さんに対してそういったことをしっかりと説明していきたいと思っております。こういった取り組みを通じてより多くの事業者の方に応札を検討していただきたいと思っております。

これまでの入札の状況ですが、こういった表がございますが、これまで4回ほど1者入札というところが続いておまして、かつ説明会参加者については、前は3者あったんですけれども、ここ最近では1者のみというところになっておりますので、ここについては、しっかりとシンクタンク、主にこういった事業内容をしっかり受けてくれるのはシンクタンクだと我々考えていますけれども、そういったところに声かけをして、少なくとも説明会の参加者数は1というのはあり得ないと思っておりますし、その後の入札についてもしっかりと入れていただけるように、この仕様書をちゃんと理解していただくということをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○清水専門委員 声かけしているところは、幾つぐらいのところにいるんですか。

○石井課長補佐 過去の3者来たところはお声かけをしようと思っております。そのほか、前回のヒアリングの際に、商社はいかがかというご指摘をいただきまして、商社自体は難

しいかもしれないんですけども、商社づきのシンクタンクであれば候補になってくるのかなと考えております。まだそちらは、実際には声がけをしておりませんが。

○古笛主査 はい、お願いします。

○小松専門委員 ちょっと基本的なことですけども、この会議の主催者というのは誰になるんですか。

○石井課長補佐 主催者はASEANになります。すいません、ASEAN+3事務局ですね。

○小松専門委員 ASEAN+3の事務局というのは、国際的な事務局と考えてよろしいですか。

○石井課長補佐 そうです。

○小松専門委員 そこに対して補佐をするのが受託者であると。

○石井課長補佐 おっしゃるとおりです。

○小松専門委員 とすると、プレゼンまで補佐の人間がやるというのは、何か違和感が残るんですね。本来ならば、それは主催者側の責任でもってやるべき話ではないのかなと思うんですけど。

○石井課長補佐 そこは、このASEAN+3という場を使って、経済産業省、資源エネルギー庁として、こういうことを実現していきたいという政策的な意図もかなり反映されているところでして、当然最後はASEAN+3の事務局が議題も決定権があるし、話す内容もあるんですけども、こういった受託者というか、会議のサポートをすることによって、そこでの議論をこういった形で日本のエネルギー政策上、有意義と考えられる議題を埋め込んでいくというか、そういった形としても使っているというところちょっと言葉が悪いんですけども、こういったチャンネルを通じてそういった議論ができる雰囲気をつくっていったところなんです。

○小松専門委員 そういう意味で言うと、ASEAN+3の中で持ち回りみたいな話ではなくて、むしろ印象としては日本が主導して、このACEというところを使ってという言葉が悪いかもしれませんが、通してやっているという感じですね。ですから、実際には、経産省なり、資源エネルギー庁なりがかなり力を入れて主導しているというふう理解してよろしいのでしょうか。

○石井課長補佐 そうですね。お金を使ってやらせていただいているので、ASEANのためというよりは、やはり最終的には日本政府のためになるものであるということが必要です。

○小松専門委員 そのあたりの、国としてはいろいろ政策の進め方に方法があると思うので、これもその1つだと思んですけども、民間の業者に政府の意向を代理させているような印象が我々には少しあるんですね。特にプレゼンテーションというところがかなり意図を反映したものにならざるを得ないんじゃないかと思うんです。今のお話だと、やっぱり国の政策の意向を受けてプレゼンをするということが多分求められるような気はするん

ですね。そうだとすると、民間の人たちがそれをやるというのは、かなりしんどいと思うんじゃないかと思うんですけど、むしろ、それは資源エネルギー庁なり何なりがみずからプレゼンをされるというほうが本来の姿かなと。それで、主催者はというふうにお伺いしたんですけど。

○石井課長補佐 もちろん、こういった場で日本としての立場で、プレゼンもそれはそれで別途しております。先ほど埋め込んでいくというふうに言ったんですけども、ちょっと飛び出過ぎの言い方のところもあったかもしれないんですけども、例えばこういった論点がありますということを提示したりとか、あるいはこういった政策分野について話をするとか、事務局が、あくまで事務局側の立場として今回のアジェンダはこういうものですよ、日本の政策意図の2歩ぐらい手前までを実際やっていただいている、その中で何をやるかというのは、日本としての関心はこうだし、それ以外の国の関心はこうだしという、それはあるので、そこは国同士で戦わせればいいと思うんですけども、その前段のこういった議論をしていきたいと思いますとか、あるいは最近の情勢はこうなっていますよねという共通理解を得るための、わりとファクトベースとか、専門家の方に情勢なり数字なりをしっかり分析していただいて、議論のベースになるファクトをまとめてもらったプレゼンテーションをここでやっていただくという。

○小松専門委員 あんまり国際会議は、私、出たことないんですけども、基調演説をよくやりますよね、基調講演みたいなもの。要は、その後の議論のベースになるようなものをやるというスタイルがよくあって、でもそれに性格としては近いのかなと思うんですけども。

○石井課長補佐 そうですね。

○小松専門委員 だとすると、それはやっぱり民間の一業者というよりは、それなりの権威のあるところが発表されるのが筋だろうと思うんですね。今、応札されている日本エネルギー経済研究所というのは一応その辺の専門のシンクタンクだとすれば、それなりの権威があるということで、そこが発表される分には皆さん耳を傾けるけど、何か聞いたこともない何とか総研というのが出てきてしゃべっているけど、あれは大丈夫かというような、逆に言うと、印象を持たれてしまうと、会議そのものの信頼みたいなものが薄れるんじゃないかという気もするんですね。その辺の名前の重さみたいなものも、ある程度やっぱり、これをやろうというところは考えざるを得ないと思うんですね。それを誰でもいいからやってくれというのは、ちょっと話が違わないかと思はうんですけどね。

○石井課長補佐 立場としては、あくまでASEANの事務局がエンドースした専門家によるファクトの発表というか、提示ということになります。

○小松専門委員 とすると、遮って申しわけないけど、ASEANの事務局が主導するということであれば、それは、ASEANの事務局が指名をして、おたくにやってくれと特命で依頼するのが本来の筋だと思うんですね。シンクタンクなのか大学の研究者なのか、それはわかりませんが、どこそこにこういう趣旨で現状分析をしてもらって発表し

てもらいますということ、事務局の責任としてやるべきだろうと思うんですね。だから、何か筋が違っているような気が、前から違和感が残っているんですけど。ちょっとその辺、今後の話ですけど、やっぱりそのずれが、もしかしたら受託をしようという側には壁になっちゃっているのかなという、これは私の推測でございますけれども、あるような気もしております。これは参考意見として申し上げておきます。

○古笛主査 どうぞ。

○石井課長補佐 今のご指摘として、もちろん経済産業省とASEAN事務局の間でもアジェンダについてはしっかり事前の調整というか、この図ですと、こういうルートしかやりとりがないような感じになっていきますけれども、そこはここに出ている人たちが四方八方にやりとりをしているところですので、必ずしも受託者になる方だけに過大な負担とか、あるいは、もちろん専門性というか、正確性は当然問われるわけですけども、名の通っているところじゃないとできないとか、やると会議の場で変な雰囲気になるとか、そういったことはないように、しっかりとASEAN事務局との間で調整はしていきたいと思っております。

○古笛主査 ずっと1者応札が続いていますし、説明会にも最近では1者しかいらしていないので、今回のご対応を踏まえた上で、ぜひ複数応札になればいいなと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（資源エネルギー庁退室・自動車技術総合機構入室）

○古笛主査 では若干早目ですが、2件目は、自動車検査用機械器具の保守管理業務の実施要項の変更（案）の審議を行います。本案件については、独立行政法人自動車技術総合機構企画部、林課長よりご説明をお願いいたします。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○林課長 それでは、自動車技術総合機構企画部企画課の林と申します。本日は、自動車機構における検査用機械器具の保守管理業務についてご説明申し上げます。

資料2-2をごらんください。

経緯といたしましては、本件、昨年1回目の入札を公告しておりますけれども、これに関して不調に終わり、今回さらに6月に2回目ということをやりましたけれども、不調に終わっております。

予定価格の制限に達する応札がなかったものですから、入札不調となったものでありまして、2回にわたって入札が不調となったことに関して、応札業者に対してヒアリングを行ったところ、5年間という実施期間では近年増加している人件費、工賃等を考慮すると入札額を高く設定せざるを得ないということ、複数事務所において実施日が重複するということ、人手配が厳しいということ、あとは、校正等を受ける際の調整に管理費がかさむというご指摘をいただいたところであります。

当方の予定価格は、市場価格等を加味したものとなっておりますけれども、将来的に増加するということまでを見込んでおりませんことと、管理費に関して、どの程度調整がかかるかに関してはそこまで見込んでいないということもございまして、その分の金額の乖離があり、落札に至らなかったと推測しております。また、対象地域が広くて事務所数が非常に多いものから、そうなった場合に要員の手配が一定規模を超えると複数事務所、必ず重複してしまうということもございまして、そういったところから入札を見送るということに至ったものだと理解しております。

これら意見を踏まえて、見直しに関して検討したところでございます。

まず、積算に係る不透明性、前回から期間を短くしておりますけれども、これに関しては引き続き維持しまして、長期にわたると積算に係る不透明性が増しますので、それを排除するというところで2年としております。

また、関東検査部においては、管轄事務所が23事務所と非常に多うございます。それをさらにコース単位で点検と校正を行いますので、コース数も非常に多くて、なかなか要員の手配が厳しいということが想定されております。そういうことを鑑みて、関東に関しては、今回初めて地域を2つに分割するということで改善した上で、参入しやすい環境を整えていこうと考えております。

あわせて検査機器の校正に関しては、国土交通省のほうで校正に係る登録制度を持っておるんですけども、その登録機関を、我々も同じ検査機器を用いていますので、使っております、その登録機関が限られているということもございまして、そういったところで校正に係る調整が大変であるということがありますので、これに関しては、機構みずからが行うということにより、入札参加者の積算に係る不透明性を排除するところにつながっていくのではないかと考えております。これらにより、調整に係る管理業務の負担を軽減していきたいと考えております。

2回目からの今回の変更点ですが、期間に関しては、前回、関東・中部が2年半で公告

しましたけれども、今回は検査、校正のサイクル等を考慮して2年ということでやらせていただきたいと考えております。北陸信越運輸局のブロックに関しても同じように2年ということで、これを統一してそれぞれ同じような体制でできるように進めさせていただきたいと思っております。

対象地域ですが、関東検査部に関しては関東検査部一括としていたところを、東京、神奈川、山梨と、茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木という2地域に分割しております。

対象業務に関しても、これまで定期点検、校正、重量計の定期検査というところで3つの業務をパッケージでお願いしておりましたが、このうち校正というものが、先ほど申し上げましたとおり、事業者が、登録機関が非常に少ないと、結局そこをお願いしなければいけないというところなんですけれども、そこは非常に少ないということも管理業務を煩雑にさせていたということがわかりましたので、これを取り除き、定期点検と重量計定期検査という、比較的自由度が高いというか、民間のほうでやっていただきやすいというところを残しまして、それをパッケージ化することで環境を整えて参入促進を図っていきたいと考えております。

そういったことで、今後12月中旬に入札公告をしまして、2月上旬に提案書をいただき、2月下旬に開札をするというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

仕様書ですが、具体的な変更点、入札実施要項の案でございますが、資料の2-3をごらんください。変更点を主に黄色いマーカーで書いておりますけれども、まず東京、神奈川、山梨というところがございますが、これに関してはブロック、こういった県を明記したところが主な変更点になります。23のうち、まずはこちらのほうで10事務所をカバーするというようにしてはございますけれども、東京、神奈川は非常に業務量も多いので、コースを閉鎖して点検するところがなかなか難しいので、非常に東京、神奈川の調整が難しいということもあまして、こちらのほうを事務所数が少なくなるような配分にして、負担感が大体同じようになるような感じでこのブロックを分けております。

その他、次の3ページの部分は、前回1年半ということで半年やった上で、年度ごとに状況が変わったので、そういったところを排除して、今回2年パッケージにしますので、不要な記述を削除したものです。点検、校正に関して、検査機器の校正に関しても、今回除きましたので、前回の実施要項から変更点として検査機器の校正というものを排除しております。

その他、書いておりますのは、同様に、校正に係るものを除くこと、あとは年間の測定指標に関して半期だったものを通年に直したり、年間に直したり、そういったものを随時変更しているものでございます。

7ページのスケジュールに関しても、今回の入札公告に係る段取りに合わせて、前回と同様のスケジュールでやっているものでございます。

報告すべき事項に関しても、登録校正実施機関等の調整等の報告などが当然不要になりますので、そういったもの、あるいは実施回数、校正実施に伴う閉鎖時間といったものが

不要になりますので、報告事項からもそういったものを排除してございます。

主な変更点はこういったところをごさいますて、その他の2-4、2-5、2-6、関東の残りのブロック、中部、北信に関しても、同様の変更点となっております。

そういう意味では、2-4に関しては、その地域が先ほどの神奈川、東京、山梨というところを、残りの茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木の13事務所というところを明確化して、あとは、中身は同じようにそのブロック内で必要な指標を修正して記載したものになります。その他の変更点は、後半の部分は特に変更はございません。やることに関しても、特に変更はございません。

2-5、中部検査部の部分に関しても、これは校正を抜いたのみでございまして、前回2年半だったものを2年に直している関係での修辭上の修正をしております。

同様に2-6、北信に関しても、期間が北信の場合は前回は1年半でしたので、それを2年に直す等の修正を行っておりますが、ほかの事業と同様に、校正を抜くという記述の作業が主な変更点になっております。それ以外のところに関しては、これまでと同様の内容にしてございます。

大きな変更点に関しては以上になりますので、よろしくお願ひいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

契約期間を短縮しても、やっぱり状況が変わらなかったもので、今度は関東検査部を2つに分割するという形ですかね。

○林課長 そうです。

○古笛主査 あとのところは、検査機器校正を外したところが一番大きいというところですね。

○林課長 そういうことです。

○古笛主査 業者さんのほうにはヒアリングとかはされて、これならいけそうということですか。

○林課長 やはり校正のところがなかなかつらいということなので、これはいい提案ですねということをお願いいただいた業者さんもございます。

○古笛主査 期間もちょうど2年に全部そろったということですね。

○林課長 そういうことです。

○古笛主査 いかがでしょうか。やっていただいて。

○小松専門委員 やっていただいておいてもらって。

○古笛主査 ですね。わかりました。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）の変更につきましては、本日をもって小委員会

での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(自動車技術総合機構退室)

— 了 —